# 実施要綱

## 1.事業名

健康保険委員登録事業所向けヘルスケアサポート

## 2. 概要

全国健康保険協会滋賀支部(以下、「滋賀支部」という)の健康保険委員登録事業所に所属する被保険者及び被扶養者(以下、「健康保険委員等」という)に対し、サポート提供者(以下、「協賛団体等」という)が、滋賀支部へ提示し、かつ承認を受けた各種サポート等(以下、「サービス等」という)を提供するもの。

## 3. 提供内容

運動・健康づくり・メンタルヘルス等、健康保険委員等の健康増進に資する もの。

## 4. 提供対象

健康保険委員等

### 5. 提供方法

協賛団体等は、上記4のうち、サービス等の提供を希望する者(以下、「利用者等」という)に対し、サービス等を提供する。

なお、サービス等の提供にあたり、協賛団体等は、利用者等が提供対象に該当するか否かの確認を実施する。

詳細は、「健康保険委員登録事業所向けへルスケアサポートに係るガイドライン」等を参照すること。

### 6. 費用負担

サポート等の提供にかかる費用等の一切は、全て協賛団体等が負担するものとする。

## 7. 委託期間等

委託期間は、覚書締結日から期間満了日(3月31日)までとする。

委託期間を更新しない場合は、期間満了日の3ケ月前までに、一方または双 方より、その旨を「変更申出書(様式4)」等により申し出ることとする。そ の場合、期間満了日をもって、本案件にかかる委託期間は終了となる。

協賛団体等は、サービス等の提供終了にあたり、利用者等が不利益を被ることがないよう丁寧な対応を心掛けるとともに、周知広報等を適切に実施する必要がある。

なお、特段申出等がなかった場合は、期間満了日の翌日から1年間の自動更 新とし、以後同様の取扱いとする。

詳細は、「健康保険委員登録事業所向けへルスケアサポートに係るガイドライン」等を参照すること。

## 8. 問い合わせ対応

協賛団体等は、自らが提供するサービス等に関する問い合わせ等があった場合、これに応じるものとする。

## 9. 広報

- ① 滋賀支部の広報媒体(広報誌・ホームページ等) へ協賛団体等情報(名称/所在地/電話番号等) 及びそのサポート内容等を掲載することについて、了承すること。
- ② 協賛団体等が本案件について独自の広報等を実施する場合、あらかじめ 滋賀支部に申出をし、了承が得られた場合のみ実施可とする。

### 10. 利用状況等の報告

- ① 協賛団体等は、サポート利用者数等の集計を毎月行う。 集計内容:利用者数
- ② 月ごとの利用者数について、滋賀支部へ年度内4回(7月/10月/1月/4月の20日期限)、「利用状況報告書(様式5)」による報告を行う。 (郵送、 FAXのいずれか)
- ② その他不測の事象が発生した場合も滋賀支部へ報告する。 詳細は、「健康保険委員登録事業所向けへルスケアサポートに係るガイドライン」等を参照すること。

### 11. サービス等の変更等(追加・終了等含む)

- ① サービス等の変更は、原則期間満了日の3ケ月前までに、変更後のサービス内容が分かる資料を添付のうえ、「変更申出書(様式4)」等により滋賀支部へ申出を行う。
- ② 上記①について、滋賀支部の承認が下りた場合は、期間満了日の翌日から変更内容が適用となる。

- ③ 原則、滋賀支部の承認が下りる前にサポート内容の変更等を行ってはならない。 (緊急を要する場合を除く)
- ④ 内容について、滋賀支部より照会等があった場合は速やかに対応する。 詳細は、「健康保険委員登録事業所向けヘルスケアサポートに係るガイド ライン」等を参照すること。

## 12. セキュリティ対策

個人情報保護及び必要なセキュリティ対策等について、協賛団体等は万全を 期すものとし、実施体制の整備や従業員の教育等を着実に実施すること。

## 13. その他留意事項

覚書及び「健康保険委員登録事業所向けへルスケアサポートに係るガイドライン」等に準ずるものとし、疑義が生じた場合は別途協議のうえ決定する。 なお、上記ガイドライン等については、内容等が随時変更となる場合がある。

## 〈問い合わせ先〉

全国健康保険協会滋賀支部 企画総務グループ

TEL:077-522-1103 FAX:077-522-1138